平成２５年（フ）第４３８号
千葉県船橋市山野町177番地５　ファミール第１西船橋707号
破産者　新谷　軌人
１　決定年月日　平成25年８月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

復権申立て

次の破産事件について、破産者から復権の申立てがあった。破産債権者は、本公告があった日の翌日から３月以内に、裁判所に対し復権の申立てについて意見を述べることができる。

平成２４年（フ）第４９０号
埼玉県飯能市美杉台４丁目28番地４
破産者　和田　富美
破産手続開始決定日　平成24年９月26日
平成25年８月13日
さいたま地方裁判所川越支部

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第１号
群馬県沼田市利根町老神603番地
清算株式会社　株式会社みどり
代表清算人　桑原　律子
１　決定年月日　平成25年８月12日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
前橋地方裁判所沼田支部

特別清算終結

平成２５年（ヒ）第１０００１号
宮城県牡鹿郡女川町宮ケ崎字宮ケ崎65番地
清算株式会社　共和冷蔵株式会社
１　決定年月日　平成25年８月９日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
仙台地方裁判所第４民事部

平成２５年（ヒ）第１号
兵庫県宝塚市切畑桜小場19番地
清算株式会社　株式会社ＳＮＫ
１　決定年月日　平成25年８月12日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
神戸地方裁判所伊丹支部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２５年（再）第１号
新潟県柏崎市北園町21番17号
再生債務者　柏崎潮風温泉株式会社
１　決議に付する再生計画案　平成25年７月26日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成25年10月７日午後１時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成25年９月27日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成25年９月20日
平成25年８月９日　新潟地方裁判所長岡支部

平成２４年（再）第５号
神戸市灘区摩耶埠頭２番地３
再生債務者　神港パレットサービス株式会社
１　決議に付する再生計画案　平成25年６月28日付け再生債務者提出の再生計画案
２　債権者集会
⑴　期日　平成25年10月11日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
３　議決権不統一行使の通知期限　平成25年10月４日
平成25年８月12日
神戸地方裁判所第３民事部

再生計画認可

平成２３年（再）第１号
静岡県菊川市河東5442番地の５
再生債務者　学校法人南陵学園
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成25年８月13日
静岡地方裁判所民事第２部

再生手続終結

平成２２年（再）第１号
岐阜県瑞穂市別府1162番地５
再生債務者　廣瀬　賢次
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成25年８月12日　岐阜地方裁判所民事部

平成２１年（再）第１号
三重県多気郡明和町大字行部597番地５
再生債務者　株式会社土屋建設
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の認可決定が確定した後３年が経過した。
平成25年８月13日　津地方裁判所松阪支部

平成１９年（再）第４７号
大阪市住之江区平林北２丁目９番151号
再生債務者　株式会社小山製材所
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成25年８月13日
大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第１６号
鹿児島県鹿児島市天保山町22番14号　サーパスシティ天保山一番館403号
再生債務者　小田原　学
１　決定年月日時　平成25年７月31日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年８月28日まで
４　一般異議申述期間　平成25年９月11日から平成25年９月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

平成２５年（再イ）第９号
滋賀県東近江市宮川町248番地77
再生債務者　楊枝　　努
１　決定年月日時　平成25年８月８日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年８月29日まで
４　一般異議申述期間　平成25年９月４日から平成25年９月18日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（再イ）第１７号
北海道苫小牧市もえぎ町２丁目16番７号
再生債務者　森下　　敦
１　決定年月日時　平成25年８月12日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年９月２日まで
４　一般異議申述期間　平成25年９月17日から平成25年９月24日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（再イ）第１１号
北海道小樽市桂岡町30番24号
再生債務者　長尾　伸司
１　決定年月日時　平成25年８月13日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年９月３日まで
４　一般異議申述期間　平成25年９月17日から平成25年９月24日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（再イ）第１２号
釧路市若竹町４番３号
再生債務者　木村　昌樹
１　決定年月日時　平成25年８月14日午後２時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年９月４日まで
４　一般異議申述期間　平成25年９月18日から平成25年９月25日まで
釧路地方裁判所

平成２５年（再イ）第２３号
神奈川県座間市緑ケ丘４丁目15番12号　ウェル相武台ＰＡＲＴⅡ202号
再生債務者　池田　秀樹
１　決定年月日時　平成25年８月14日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年９月４日まで
４　一般異議申述期間　平成25年９月18日から平成25年９月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（再イ）第４号
愛知県稲沢市祖父江町山崎舟橋64番地13
再生債務者　野口　美幸
１　決定年月日時　平成25年８月14日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年９月４日まで
４　一般異議申述期間　平成25年９月11日から平成25年９月18日まで
名古屋地方裁判所一宮支部